



長野県報

9月4日(木)
平成15年
(2003年)
号外

目次

規則

事務処理規則の一部を改正する規則(行政システム改革チーム) 1

規則

事務処理規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成15年9月4日

長野県知事 田中康夫

長野県規則第52号

事務処理規則の一部を改正する規則

事務処理規則(昭和39年長野県規則第5号)の一部を次のように改正する。

第9条第4項中「課長が、」を「課長(広報広聴チーム、政策チーム、公共事業改革チーム及び行政システム改革チームがつかさどる事務にあつてはあらかじめその事務について経営戦略局長が指定した参事、経営戦略局長及び当該参事がともに不在のときはその事務を主管するチームリーダー。以下この項において同じ。)が、」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

行政システム改革チーム